

	平成28年度 年金額(月額)
国民年金 (老齢基礎年金：1人分)	65,008円
厚生年金 (夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額※)	221,504円

厚生労働省は平成27年平均の全国消費者物価指数を踏まえ、平成28年度の年金額を平成27年度から据え置きとすることを発表しました。老齢基礎年金の年金額(月額)は、左記のとおり(40年間納付した満額の場合)です。

平成28年度の年金額について

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

※厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準になります。

なお、受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

※平成27年10月に施行された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険料の一部を改正する法律」により、年金額(年額)の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。

これにより、基礎年金が満額でない方の年金額や厚生年金の年金額については、基本的に各年金単位で年額50円以下(月額4円以下)の増減が生じます。

平成28年度の国民年金保険料について

平成28年度の国民年金保険料は、月額16,260円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から4月の下旬に送られてくる「納付書」で、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアで納付できます。なお、納付期限は翌月末になります。納付期限を過ぎた場合であっても納付期限から2年以内であれば納付することができます。

※納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができなくなります。平成30年9月末までは「後納制度」を利用して過去5年前まで遡って納付することができます。「後納制度」を利用するためには別途申込みが必要です。

また、金融機関での口座振替納付やクレジットカードによる納付、Pay-easy(ペイジー)による納付も可能です。(市役所で納付することはできません。)

前納でお得!

保険料は前納制度を利用するとお得です。

詳しくは下の表をご覧ください。

年金マメ知識

「支払いすぎた年金はどうなるの...?」

前納後に公的年金に加入、または公的年金加入者の配偶者として扶養になった場合、払いすぎた保険料は還付されます。(割引額は納付すべき期間に応じて変わります。)

還付のご案内につきましては、日本年金機構より郵送で通知が届きますので、その通知にしたがって手続きをお願いします。

お得な前納制度

納付方法	納付書で納付する場合の納付額・割引額等
毎月納付	・16,260円(毎月納付書で納める場合、割引はなし)
6か月前納 平成28年4月～平成28年9月分 平成28年10月～平成29年3月分	・96,770円(毎月納める場合より790円の割引) ※4月～9月分は4月末日、10月～3月分は10月末日が納付期限です。
1年前納 平成28年4月～平成29年3月分	・191,660円(毎月納める場合より3,460円の割引) ※4月末日が納付期限です。